

住居確保給付金のご案内



離職や休業などにより住居を失っている方又は失うおそれのある方へ

岡山市
R6.5.1版

住居確保給付金とは

就労能力や就労意欲のある方のうち、離職や休業などにより住居を失っている方又は失うおそれのある方を対象として、一定期間賃貸住宅の家賃を支給するとともに、岡山市寄り添いサポートセンターの支援員が就労に向けた支援を行います。

※支給には収入や資産、求職活動、寄り添いサポートセンターの支援を受けることなどの要件があります。

※住居を喪失している方が、新たな住居を借りる際に必要な敷金や礼金等の初期費用は、本事業では支給できません。

※持ち家は対象外です。

支給対象となる方

申請時に、以下の①～⑧の要件にすべて該当する方が対象です。

- ① 離職、廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方、又は入居している賃貸住宅を喪失するおそれのあること
- ②-1 申請日において、離職、廃業の日から原則として2年以内であること
- ②-2 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ③ 離職等の日において、自らの労働により賃金を得て、世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 申請を行った月における申請者及び世帯員の収入の合計額が、別表の収入基準額以下であること
- ⑤ 申請者及び世帯員の所有する金融資産(預貯金、現金等)の合計額が別表の預貯金等額以下であること

| 【別表】 | 世帯人数 | 収入基準額 | 預貯金等額 |
|------|------|----------------------|---------|
| | 1人世帯 | 8.4万円+家賃月額(上限3.7万円) | 50.4万円 |
| | 2人世帯 | 13.0万円+家賃月額(上限4.4万円) | 78.0万円 |
| | 3人世帯 | 17.2万円+家賃月額(上限4.8万円) | 100.0万円 |
| | 4人世帯 | 21.4万円+家賃月額(上限4.8万円) | |
| | 5人世帯 | 25.5万円+家賃月額(上限4.8万円) | |

※世帯員が6人以上の場合の収入基準額・預貯金等額は別途お問い合わせください

- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動等を行うこと(裏面の『受給中の求職活動等』参照)
- ⑦ 申請者及び世帯員が次の制度を受けていないこと
 - ・生活保護
 - ・地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等
- ⑧ 申請者及び世帯員のいずれもが暴力団員でないこと

※過去に住居確保給付金を受給された方については、原則再支給は行いませんが、一定の要件を満たした場合は、再支給できることがあります。

支給額・支給期間・支給方法

| | |
|------|--|
| 支給額 | 入居している賃貸住宅の家賃月額(上限あり) ※管理費、共益費、駐車場代等は対象外 1人世帯・・・上限3.7万円 2人世帯・・・上限4.4万円 3人世帯から5人世帯・・・上限4.8万円 |
| 支給期間 | 原則3か月 ※要件を満たせば最大9か月 |
| 支給方法 | 岡山市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます |

申請に必要な書類

- ① 本人を確認できる書類
(運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、各種福祉手帳、健康保険証、住民票等)
- ② 過去2年以内の離職、廃業を確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書等)
離職、廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類(雇用主からの休業を命じる文書、シフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等)
- ③ 世帯のなかで収入がある方について、収入が確認できる書類(給与明細等)
- ④ 世帯の方全員の全ての口座について、現残高を記帳した預貯金通帳等
- ⑤ 住宅の賃貸借契約書の写し

受給中の求職活動等

公共職業安定所等での求職活動を行う人

- ① 月4回以上、寄り添いサポートセンターの支援員との面接
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は、求人先の面接を受ける

休業等で申請した人のうち岡山市が自立に向けた活動を行うことを認めた場合
(原則3か月 ※要件を満たせば最大6か月、以降は上記①～③の活動必須)

- ④ 月4回以上、寄り添いサポートセンターの支援員との面接
- ⑤ 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
- ⑥ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上それに基づく取組を行う

支給決定後の中止

誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、常用就職又は受給者の給与等の収入を得る機会が増加し、その就労による収入が収入基準額を超える場合、そのことを報告しない場合等、支給を中止することがあります。

住居確保給付金の窓口

※ 申請・相談は原則として予約が必要です

岡山市寄り添いサポートセンター

0800-200-8730

岡山市北区大供三丁目1番18号
KSB会館4階

相談日 月曜日～金曜日 8:30～17:00

お休み 土曜日・日曜日・祝日 年末年始

※事前予約制で土日等の相談を行います。詳しくはお問合せください

